平成２９年（フ）第１３８号
三重県亀山市安坂山町407番地１
債務者　中森　　**隆**
１　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月２日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９７号
広島市佐伯区五月が丘３丁目35番７号
債務者　渡辺　眞悟
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　朋矢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町99番地１
債務者　村上　勝彦
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠原　太良
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２８９号
群馬県佐波郡玉村町大字藤川205番地７
債務者　松本　好光
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月26日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５２４号
横浜市瀬谷区三ツ境20番地25　マイキャッスル三ツ境302号
債務者　若林　　亮
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丁　　絢奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３４号
滋賀県甲賀市水口町高山288番地
債務者　門坂平八郎
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　　慧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１２６号
大阪府枚方市南中振２丁目29番４号
債務者　石田　隆博
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一津屋香織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６３０号
兵庫県西宮市今津巽町４－28－205、住民票上の住所兵庫県宝塚市小林５丁目４番33－202号
債務者　インテリア彩こと　赤鹿　達夫
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川太一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７９号
愛媛県松山市宮田町９番地５
債務者　松尾　政治
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午後１時25分
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２３号
高知市杉井流21番13号　マノワール杉井流131
債務者　平尾　奈緒（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津田　久敬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６５０号
福岡県中間市通谷１丁目９番７号
債務者　坂口　正敏
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７９号
北九州市小倉南区上曽根新町８番15号
債務者　宮内　靖子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１５号
函館市東山町182番地154
債務者　山田　康太（旧姓山崎）
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１６号
函館市海岸町17番22号　左側
債務者　池田美佐子
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１７号
函館市中道２丁目40番12―203号
債務者　水野美喜子
１　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５４６号
さいたま市中央区鈴谷５丁目17番４号　ＮＫハイム鈴谷Ⅰ－103号、旧住所埼玉県春日部市藤塚448番地４
債務者　齋藤　亮平
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６３２号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住５－201
債務者　齋藤　亜季
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１０号
静岡県伊豆の国市田京494番地の１　クレストール梶山Ⅱ　102号
債務者　岩井　幸子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係